特定供給設備完成検査調書(液化石油ガス法第37条の3、規則第62条第3項、規則別表第3)

(バルク容器による貯蔵設備)

(バル	ク容器に	よる貯	蔵設備)												
86 3	売 事 業	_李 名	i 称					所 在 地							
	元 尹 未		録年月日					登録番号							
販	売	所名	称					所 在 地							
特定	三供給設	備供	給先名称					所 在 地							
検査	1員職氏	名						,							
検査	実施年月	日		年 月	日			立会者氏名							
許	可内	容斯	· 蔵能力	容器	kg(k	g ×	本)							
		新	規 許 可	許可年月日		年	月	日		許可番号	第 ————	号			
		変	更許可	許可年月日		年	月	B		許可番号	第	号			
亚				変更の内容									ı		
ㅋ	検 査			検 査	方	法			内		容			検望	≦結果 -
	バルク容根又は進第54条(第19条)	へい板 第 1 号	状況を 面及び記	ク容器の屋根 X 目視により検査 記録により検査	むし、必要に			屋 双 屋	量 t · 堅 · ト ム 線強スのり · の ₂mz · 当 · 当 · い あい プ 1 以 · 薄 以 。 · ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	その他鋼材(軽量形鋼と同等以.) ^{ド同等以下の質量の} チレンを除く) ^下 適)) 	不適不適不適	適	不適
	バルク容 火設備 第54条 (第19条) バルク容	第1号 第2号 <u>:</u>	視により検査する。 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (7) (8) (9)					能力:A - B - (A 4B -10以上)							
	ップリン 流出防止 第 5 4 条 (第19条第 (第19条第	グ用液 装置 第 1 号 第2号ホ	が止装量 その機能 けい	置の設置状況を を記録により	目視により		└ 村 見 見 *	幾器番号照合	に消えるこ	ことのない表示 製造番号 集	 	径 > 適 ・	不適	適	不適
4	バスびの器装第((及) ル取液ガ又置 5 19条子() 19 (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ル ブル 八 出 急 第 1 号 ま 1 号 ま	マ り付け; * 置の設! し、その : し、その	双出バルブ及び たガス放目視及 T 大況を目視及 D 機能を記録に	-器又は緊急 とび図面に。	急遮断装 より検査		が が が が が が が が が が が が が が	取備条照又ブ急収るがは器取備条照又の急は付試第合はの避は)が供緊取付試第合は内蹠記制を見る。 無急付 験1 緊部装置合号 急部置号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	は出出に容易に消しませる。 は出口に取りでは出口に容易に消しまる。 製造番号 しくは配管又は集合を表しままる しままる は取り付けていまる とび 置の取り付き場い箇所に容易に消しまる。 製造番号 製造番号 製造年界	付け位置	。 >向 適 ・> の 適 適 がいため 適 適 適 適 適 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	不適 不適 不適 不適	適	不適
	バルク容 圧バルグ 第 5 4 条 (第19条 (第19条 バルク容	のカッ 第 1 号 第2号ホ 第1号ニ	・ の設置3 能を記録)) (バル・	バルブに取りた 状況を目視によ 最により検査す フ容器の液面計	: り検査し、 る。 	. その機 	└	製造者の名称又は 能(記録による 生ガス設備試験	に消えるこ 記号 ^集)	製造番号 製	 造年月 呼び レク供給充てん	径 ·> 適 ・	不適	適	不適
	面計 第 5 4 条 (第19条 (第19条)	第 1 号 第2号制	等により 検査する)検査し、その			└ 村 見 見 ま	機器番号照合 易い箇所に容易 製造者の名称又 能(記録による	に消えるこ は記号	ことのない表示 製造番号 !	 製造年月 レク供給充てん	····» 適 · ···-» 適 ·	不適	適	不適

番号	7	検	查	į	項	目			検		查	7	方	法	Ė					内				5	容					検証	查結果
7	(充 [*] 第(第	てん 5 4 ぼ19	防条条	·器 止装 第1 第2号	置 号 計)	状況記録	を図	面等	う う し っ	より検	を査し	が止装	き置の機	設置能を	L 相 見 見 製	機器 易い(造者(番号照	合 容易 で スは	記号	.ること	大臣説 とのない 造番号	\表示 製:	告年月)	▶ 適	· 7	下適	適	不適
8	j.	口: 第 (第	テク 5 4 §19	タ条条	器 <i>0</i> 一 第 1 第 2 号 第 1 号	号 計)					プロテ				状況	l 13	るこ	と。た	だし	6 又は	ま 7 に ៎	は、ふ; 掲げるね ては、こ	機器に	ついて	は、シ					適	不適
9	1	示第(第	5 4 第19	条条	第 1 第 2 第 1 第 1 号	号 計)	ぎょう	`ルク 状況	容器を目	その原 視に	周囲が	\ら火 検査 ⁻	く 気 する。	禁 等	の朱		化石流		.又は	LPガ								•		適	不適
10	1	バ急第(第	ルク 連絡 5 4 619	容先条条	器0	D緊 号 計)		かった				≣絡	この掲	易示状	況を	名電調		称 : [号 : []				適	不適
11	1	し。 る 第 (第	ょく 措置 5 4 §19	を発	器 0 第 1 第 2 号	とす 号 跡)					関食を 検査			措置	を目	容器	器は、排	非水のよ	い水平		又は水エ	産装して 平な台の.					. —	· 不	適	適	不適
12	1	カル設第(第	ート 等置 5 4 619	· 又基 条条	器の 第1 第2 日	ナドの 号 計)		いた				- トス	てはサ	トドル	·等を	スフ	カー	ト又は	サド	ル等は	基礎は	こ設置さ	されてい	るこ	と。					適	不適
13	1	バ置第(第	ルク 方 月 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7容 法第	第1号 器 <i>0</i> 第 5 夕 第 2号 第 1号	D設 4条 計)	バによ				设置 方	法を	∄目視	見及び	図面	基础	遊は、	、平坦	はコ		一ト盘	mの高さ 盤等によ		平、か	つ、地	2盤面7	から 5	c m	1	適	不適
14	1	動解第(第	車等 防止 5 4 §19	建 措 条	器 <i>0</i> 国面 <i>0</i> 置第 1 第 2 号	D接 号 計))接触 検査す		縁	護柵石の他	(,)			適	不適
15	(全 第 (第	弁の 5 4 第19	放条条	器の 出管 第1 第1号	等 号 計)					:全弁(:より			管等の	設	開[こ *	口部(この場 ^{番浩で}	の雨水 合、安全 *あるこ	《浸入 弁の作 と。	を防く F動によ	゛措置 る液化で	ーの外で _{石油が スの} ること。 (吹き出	しの妨け	どなら	> ない >	→適	オ・オ	下適	適	不適
16	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第一及物第	一種 び第 件ま 5 4	ほこで条	が 器 な ま ま の 第 1 に 第 1 に の 第 1 に の 第 1 に の に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に 。 に に 。 に に 。 に 。 に 。 に 。 に に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	物件 呆安 離 号	及そすの容の	第一のた。離に判	└種保 ○測だし ○ : 満た 定て	R安牧 ご器で こして ごきる	勿件に を用い 当該測 ている	:対す 1た 別定 に 記 に に に に に に に に に に に に に に に に に	「る距にない」 におがしていました。 これでは、	を は は は は は は は は は は に は れ に れ に れ に れ に	検査 規定 より	 	二種(保安物 保安物 の必要	J	物件名	:: :: [m(m(m(1)		適	不適
17	1	壁第	5 4	条	≆器 <i>θ</i> 第 1 第 1 5	号					章壁の			記を目	視、		有	直ン高 直ブ 高 上 で)構ク	ート 一 一 一 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	を ク厚を コ 厚 辺 法 し さ し で し で し で し で し で し で し で し で し で	cm cr クリー 郷を 縦_ 距離)内	n 横 g m m 横 トモル・ m	c m c n クル充 横	間隔で n間隔で てん	配筋>>>>>	適適適適適適適	 त त त त त त		適	不適
18	1	火施第	気を 設ま 5 4	取で条	F器 かいまた から	離号	施用該い場とるル漏を設い測る合がこクえ防	また定こにでと容い止いで測にと限きが器しすて	の定おがりるでとたるは、これにしている。	を こい目 なくを これ まくを これ	をり、こ見らいを言か孩巻検規よに、も取油措措に査定りよ規のりだ置置	只香匠)に見つ)が置そすの容る定で扱スをのるこのあるで扱えを)ら三引食) 5 かがずのたを判に離て設動で	}との する [いる	器、しきる保該間こを当てるこすバにと		流動! 動防. の場: 高さ	防止措 止措置 合の措 <u>: .</u>	離: 置の 記: 置状	 : 必要性 有 況 m(2	E: \$ 2m以上	_m (注 有 無 :) の耐 m (法気	無 火性の	壁類記	置	}		· 7	下適	適	不適

番号	検 査 項 目	検 査 方 法	内容	検3	<u></u> 監結果
36	バルク容器及び 付属機器の気密 性能 第54条第1号 (第19条第4号)	バルク容器及び付属機器について、漏えい試験用設備を用いた漏えい試験又は その記録により検査する。	試験記録	適	不適
37	ガス漏れ検知器 及びその漏えい 警報を常時監視 するシステム第 5 4条第1号 (第19条第5号)	バルク容器のプロテクター内に設けたガス漏れ検知器及びその漏えい警報を常時監視するシステムの設置状況を目視、図面及びその記録により検査し、当該ガス漏れ検知器の機能を作動試験等又はその記録により検査する。	検知器の設置 有の場合 一 検知器の設置状況	適	不適
38	液状のガスが滞留しにくい措置 第54条第1号 (第19条第6号)	液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置の状況を目視及び図面等により検査する。	滞留しにくい措置 単段減圧式調整器~調整器をプロテクター内に設置 二段減圧式一体型調整器~調整器をバルク容器の直近に設置 二段減圧式分離型調整器~一次側をプロテクター内に設置 その他((バルク供給充てん設備告示第16条)	適	不適
51	貯蔵設備、気化 装置及び調整器 の供給能力 第54条第3号 (第18条第4号)	貯蔵設備、気化装置及び調整器の液化石油ガスの最大消費数量を供給しうることを目視により検査し必要に応じ図面又は記録により検査する。	(例示基準 2 7)	適	不適
52	バルブ、集合装 置、供給管及び ガス栓の欠陥 第54条第3号 (第18条第5号)	バルブ、集合装置、供給管及びガス栓に使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものであることを目視により検査する。	(基本通達規則第18条関係9)	適	不適
53	バルブ、集合装 置及び供給管の 腐食防止措置 第54条第3号 (第18条第6号)	バルブ、集合装置及び供給管の腐食防止措置を目視、図面及び記録等により検査する。	(例示基準28)	適	不適
54	バルブ、集合装 置及び供給管の 材料 第54条第3号 (第18条第7号)	バルブ、集合装置及び供給管に使用されている材料を図面及び記録により検査する。	(例示基準28)	適	不適
55	バルブ、集合装 置、気化装置及 び供給管の漏え い試験 第54条第3号 (第18条第10号)	バルブ、集合装置、気化装置及び供給管について漏えい試験設備を用いた漏えい試験設備を用いた漏えい試験又はその記録により検査する。	試験記録 (例示基準29)	適	不適
56	気化装置の欠陥 第54条第3号 (第18条第19号1)	気化装置に使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものであることを目視及び記録により検査する。		適	不適
57	気化装置の耐圧 試験 第54条第3号 (第18条第19号0)	気化装置について耐圧試験設備を用いた2.6メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。	試 験 記 録 (基本通達規則18条関係12)	適	不適
58	気化装置の構造 第54条第3号 (第18条第19号N)	気化装置の構造が直火で直接液化石油 ガスを加熱する構造でないことを目視及 び図面により検査する。	(基本通達規則第18条関係12)	適	不適
59	気化装置の液化石油ガス流出を防止する措置第54条第3号(第18条第19号)	気化装置の液化石油ガスの流出を防止 する措置について目視及び図面により検 査する。	措置内容 フロートによる自動制御弁の制御 気化ガスの温度による自動制御弁(又は調整器出口)の制御 熱媒の温度による自動制御弁の制御 (例示基準33)	適	不適
60	気化装置の温水 部の凍結防止措 置 第54条第3号 (第18条第19号4)	気化装置の温水部の凍結防止の措置状 況を目視、図面及び記録により検査する。	措置内容 温水に不凍液添加 不燃性断熱材料を用いた気化装置全体又は温水部被覆 (例示基準34)	適	不適
61	調整器の欠陥及 び液化石油ガス への適合 第54条第3号 (第18条第20号1)	調整器に使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものであること及び消費 する液化石油ガスに適合したものである ことを目視により検査する。	腐食、割れ等の欠陥	適	不適
62	調整器の耐圧性 能及び気密試験 第54条第3号 (第18条第20号ロ)	(1) 調整器(二段式減圧用二次側のものを除く)の高圧部について耐圧試験設備を用いた2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査し耐圧性能の確認後の組立状態において、気密試験用設備を用いた1.56MPa以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。	□ 三段式減圧用二次側を除く調整器 日本	適	不適
		(2) 調整器(二段式減圧用二次側のものに限る)の高圧部について耐圧試験設備を用いた0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査し耐圧性能の確認後の組立状態において、気密試験用設備を用いた0.15MPa以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。	二段式減圧用二次側に限る調整器 - 高圧部の耐圧試験 : 試験 記録> 適・不適 - 組立状態の気密試験: 試験 記録> 適・不適		

番号	検	查	項	目	検	査	方	法	内容					検証	监結果			
63	調整力及				(1) 調整器 (ガスに係る	生活の見	用に供する	液化石油	生活の用に供する液	化石油ガスに作	係る調整器							
	力 カ 第 5				2.3 kPa/ あり、かつ	パスカルり	从上 3.3 k	κPa以下で	- 調整圧力 :	試 験 記	録	適	・不適					
	(第1				下であるこ 試験又はそ	ことを圧力	亅測定設備	を用いた	└ 閉そく圧力:	試 験 記	録	> 適	・不適	\ 	- 7.₩			
					(2) 調整器 (の調整圧力	(1)に規:	ここここここここここここここここここここここここここここここここここここ)を除く) ・ 使用す	生活の用以外に供す	る液化石油ガ	スに係る調整器			適	不適			
					の調整圧力 る燃焼器に 圧力測定説	通台し7	こものであ	ることを	- 調整圧力 :	試 験 記	録	適	・不適					
					録により検		TO HEVOUR	. 10. 2 12	└ 閉ぞく圧力:	試 験 記	録	適	,					
24	ᄮ		~ ~ B	74		- 50 4 1 立	~ \+ ==	- 11° 11 - 7° A	业工中华(十二年)	タンの方便・	/- 4π	(例示基準	≣30)					
64	地下 遮断 第 5	】 對影	Ì		地下室等の 設置状況を目				地下室等(告示第3 有の場合の措置 ト 緊急遮断装置	条)の有無:	有 無							
	(第								当該地下室等の	呆安状況を常時監 ことができるもの	視できる場所において直 であること	[ちに> 適	・不適	適	不適			
									│ │	にこれに近接	して設けられている		-	迫				
									バルブの設置	バルブの設置								
									供給・消費・特別機器番号照合									
65	バル	・ クを	マ器 と	一調	バルク容器	そと調整器	との間に設	と と と と と れる	試. 験		肖費・特定供給設備	ロハガンホ、オ	も4ホノ					
•	整器置き	整器との間に設 置される管の耐			管について、 MPa以上の圧)	耐圧試験 力で行うi	設備を用し	いた2.6	試験記録					適	不適			
	圧試 第54	験 I条第	54号·	1	録により検査	する。												
66	一次二次	て側部 7個部	周整 器	暑と	二段式減圧 整器の間に設	三用一次側 計置される	訓調整器と	:二次側調	試 競 記 録					適	不適			
	間に管の	:設置)耐圧	置され 三試験	る	一試験用設備を で行う耐圧記	:用いた(). 8 MPa以	上の圧力	ロレ サか						1 22			
	第54	条第	4号	<u> </u>	する。	*****	-											
木	倹 査	1 紙	吉 集	1			合	格	i		不	合 格						
指示認力	示事項 5法	等の)改善	島確	検査項目	番号	確認	方法		処		置						
注)	確認:	方法	欄に	は、														
文 学	注)確認方法欄には、 文書報告、写真報 告、再検査等の改 善事項についての 確認方法を記載す		真報 D改															
砳			での															
6	5 。																	
徫	青		考															

上記「番号」は、規則別表第2の検査項目の番号に対応した番号である。 上記「検査内容」中、 は設備の状況に応じレ印を記載し検査する項目、 は該当する場合は必ず検査が必要となる項目である。